

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成22年周南市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「周南市速玉町3番15号」を「周南市岐山通1丁目1番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の規定は、平成30年7月23日から適用する。

(参 考)

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(組織) 第5条 (略) 2 (略) 3 事務所の位置は、<u>周南市速玉町3番15号</u>とする。</p>	<p>(組織) 第5条 (略) 2 (略) 3 事務所の位置は、<u>周南市岐山通1丁目1番地</u>とする。</p>